

事前防災の推進、防災対策実施体制について (参考資料)

令和7年4月14日
内閣官房 防災庁設置準備室

国土強靱化基本法

【H25.12.4成立、H25.12.11公布・施行（改正法 R5.6.14成立、R5.6.16公布・施行）】

- 国土強靱化の基本方針や、国土強靱化基本計画、国土強靱化実施中期計画、国土強靱化地域計画の策定等について定める。

法定計画

国土強靱化基本計画（H26.6.3 閣議決定 H30.12.14改定 R5.7.28改定）

- 国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定める（＝アンブレラ計画）。
- 関係府省が毎年、国土強靱化関係予算を要求する上で、その基本となる計画。

実施計画：国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する計画

閣議決定

3か年緊急対策

（H30.12.14 閣議決定）

- 「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえ、緊急に対策が必要な160項目について集中的に対策。
- 3年間（平成30年度～令和2年度）でおおむね7兆円程度を目途として対策を実施。

閣議決定

5か年加速化対策

（R2.12.11 閣議決定）

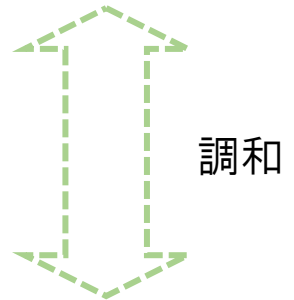
- 国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとし、重点的に取り組むべき123対策を設定。
- 5年間（令和3年度～令和7年度）で追加的に必要となる事業規模をおおむね15兆円程度を目途として対策を実施。

法定計画

実施中期計画

（今後策定予定）

- 以下の事項について定める。
 1. 計画期間
 2. 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標
 3. 施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、2の施策のうちその推進が特に必要となる施策の内容・事業規模



法定計画

国土強靱化地域計画

（都道府県・市町村が策定）

国土強靱化年次計画

本部決定

毎年度、基本計画に基づき、当該年度に取り組む施策をとりまとめ。あわせて、KPIにより進捗をフォローアップ。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

- 対策数：123対策
- 追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途（加速化・深化分）

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
（2）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね0.2兆円程度
（1）国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
（2）災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね15兆円程度

3. 対策の期間

- 事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間²

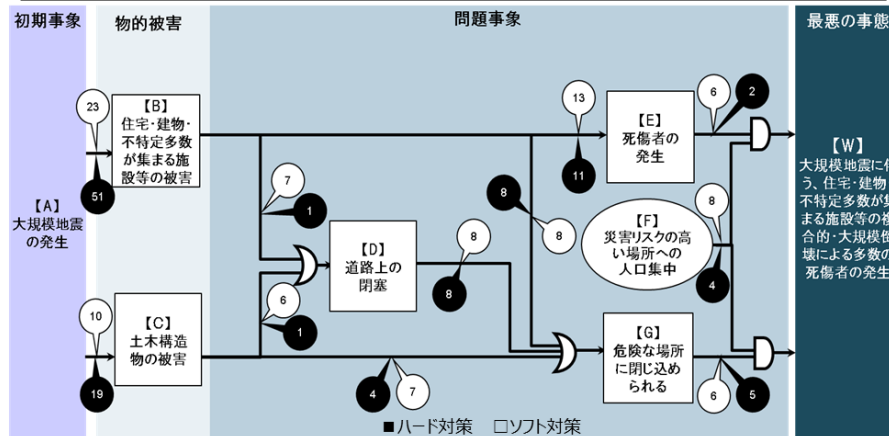
脆弱性評価の具体実施例

脆弱性評価の具体実施事例【施策グループ1-1】

評価手順①：フローチャートの作成

一初期事象(自然災害種)からどのような物的被害・問題事象を経て、最悪の事態が起こりうるかの**フローを整理**

「(1-1)大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生」のフローチャート



評価手順②：現計画に基づく施策の評価

一現在進めている**国土強靱化施策**が①で作成したフローのどの連鎖を断ち切るかを整理しフロー上に位置付け
(左図の吹き出し、□:ソフト対策、■:ハード対策)

<現計画に基づく代表的な施策(フロー上の位置付け箇所)>

- 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進(AB・BD・BE・BGの連鎖断切りに寄与)
- 【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等(ABの連鎖断切りに寄与)
- 【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化(AC・CDの連鎖断切りに寄与)

一これらの施策の**重要業績評価指標(KPI)**により、進捗状況・達成水準等进行评估

<上記施策の重要業績評価指標(KPI)と進捗状況・達成状況>

- 【国交】住宅の耐震化率 約82%(H25)→約87%(H30)
- 【文科】公立小中学校施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 48.2%(R2)→66.1%(R4)
- 【国交】電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 38%(R1)→41%(R3)

評価手順③：脆弱性の分析

- 一現状を改善するための**課題を分析**し、今後導入すべき施策を抽出。
- 一施策の進捗管理に用いる**KPIの妥当性についても分析**

<課題の分析と今後導入すべき施策の抽出>

- 住宅・建築物耐震化、学校施設の耐震化・防災機能強化、緊急輸送道路の無電柱化等の施策の引き続きの推進
- 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置の推進
- 近畿地域・中部地域の活断層の長期評価

評価手順④：脆弱性の総合的な評価

- 一最悪の事態を回避するための**施策グループを整理**
- 一**最悪の事態ごと・施策分野ごと**に、現状の国土・経済社会システムの脆弱性とそれに対応する施策の脆弱性を総合的に分析・評価し、**今後必要となる事項をとりまとめ**

<最悪の事態を回避するための施策グループ>

- 「住宅・建築物耐震化」
- 「学校施設・社会福祉施設の耐震化・防災機能強化」
- 「緊急輸送道路の無電柱化」

等101施策 (内訳:ソフト対策40、ハード対策79 ※重複あり)

新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

4つの基本目標

①人命の保護

②国家・社会の重要な機能が
致命的な障害を
受けず維持される

③国民の財産及び
公共施設に係る
被害の最小化

④迅速な復旧復興

国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

①国土強靱化の理念に関する主要事項

- 「自律・分散・協調」型社会の促進
- 事前復興の発想の導入促進
- 地震後の洪水等の複合災害への対応
- 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

②分野横断的に対応すべき事項

- 環境との調和
- インフラの強靱化・老朽化対策
- 横断的なリスクコミュニケーション
(災害弱者等への対応)

新規

③社会情勢の変化に関する事項

- 気候変動の影響
- グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現
- 国際競争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
- SDGsとの協調
- デジタル技術の活用
- パンデミック下における大規模自然災害

④近年の災害からの知見

- 災害関連死に関する対策
- コロナ禍における自然災害対応

国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

国土形成計画と連動

国民の生命と財産を守る
防災インフラ
(河川・ダム、砂防・治山、
海岸等)の整備・管理

経済発展の基盤となる
交通・通信・エネルギーな
ど
ライフラインの強靱化

新規

デジタル等新技术
の活用による
国土強靱化施策の高度化

災害時における
事業継続性確保
を始めた
官民連携強化

新規

地域における
防災力の一層の強化
(地域力の発揮)

脆弱性評価(第2章)

- 本計画を策定するに当たって脆弱性評価を実施
- 4つの基本目標の達成のために、6つの「事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、
12の個別施策分野・6の横断的分野も設定

12の個別 施策分野

1.行政機能/警察・消防等/防災教育等 2.住宅・都市 3.保健医療・福祉 4.エネルギー 5.金融 6.情報通信
7.産業構造 8.交通・物流 9.農林水産 10.国土保全 11.環境 12.土地利用(国土利用)

6の横断的 分野

A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 F.デジタル活用(新規)

国土強靱化の推進方針(第3章)

- 12の個別施策分野及び6の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定

計画の推進と不断の見直し(第4章)

- PDCAサイクルにより、35施策グループの推進方針、主要施策、重要業績指標等を「年次計画」として推進本部が取りまとめ、毎年度、施策の進捗状況を把握
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により取組の更なる加速化・深化を図る
- 社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに、計画内容の見直しを行う

第1次国土強靱化実施中期計画（素案）

国土強靱化推進本部（第22回）
資料1（抜粋）

第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進

○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）

○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）

○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応等）

（災害外力・耐力の変化への対応）

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立・分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用等の推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 条件不利地域における対策強化
- 「半島防災・強靱化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）

- 年齢や性別に捉われない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・少人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の構築、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間

令和8年度から12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策（全324施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	防災インフラの整備・管理	ライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用	官民連携強化	地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	・ 個別避難計画作成の促進 ・ 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ⇒ 57施策	・ 迅速な航路啓開のための体制の整備 ・ 衛星通信システムに関する制度整備等の推進 ⇒ 107施策	・ マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等の横展開 ・ 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 ⇒ 55施策	・ 病院における事業継続計画（BCP）の策定 ・ 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ⇒ 63施策	・ 地方公共団体における災害時受援体制の構築の推進 ・ 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ⇒ 69施策

第4章 推進が特に必要となる施策（全116施策（233指標））

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1. 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、概ね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位を検討の上、実施

	防災インフラの整備・管理	ライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用	官民連携強化	地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の充実 ○ 関係省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者、高齢者、子ども、外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等 ⇒ 28施策（81指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ フェーズフリーな通信システムによる災害自立性の強化 等 ⇒ 42施策（80指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的情報収集・集約・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築 ⇒ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健医療福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等 ⇒ 14施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等 ⇒ 17施策（30指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2. 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、

今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映

第5章 フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）

○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携

○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果のとりまとめ・発信

○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗と財源確保の方策の具体的な検討を開始

我が国の地震防災に関する法体系

	<観測体制>		<計画等>	<防災施設整備等>
災害全般への対策の基本	○災害対策基本法(S36)～防災組織、防災計画、災害予防、災害応急対策・災害復旧等～			
首都直下地震対策	○首都直下地震対策特別措置法(H25) 観測・測量施設等の整備努力	首都中枢機能維持に係る対策・基盤整備等についてあらかじめ計画 被災者の救難・救助、住民等の協働による防災対策等についてあらかじめ計画		開発許可の特例等 建築基準法に係る規制の特例等
南海トラフ巨大地震対策	○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H14) 観測・測量施設等の整備努力 避難場所・避難経路等の整備、津波からの円滑な避難の確保等についてあらかじめ計画 ・避難場所・避難経路の整備について、国庫補助率の嵩上げ ・集団移転促進事業に係る特例			
大規模地震対策 東海地震を対象として運用	○大規模地震対策特別措置法(S53) 地震予知に資するための観測・測量体制の強化 警戒宣言後の住民避難や各機関の応急対策活動等をあらかじめ計画	○地震財特法(S55) 令和12年3月末までの時限法 社会福祉施設・公立小中学校等事業について、国庫補助率の嵩上げ		○地震防災対策特別措置法(H7) ・全国の社会福祉施設・公立小中学校等事業について、国庫補助率の嵩上げ (本規定のみ令和8年3月末まで)
日本海溝・千島海溝地震対策	○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H16) 観測・測量施設等の整備努力 防災施設の整備、津波からの円滑な避難等をあらかじめ計画 財政上及び金融上の配慮			
全国における津波対策	○津波対策の推進に関する法律(H23) 観測体制の強化及び調査研究の推進 津波避難計画の作成・公表等の努力 財政上・税制上の措置に係る検討			
	○津波防災地域づくりに関する法律(H23) 津波避難に関する地域防災計画の充実 土地区画整理事業、津波避難施設の容積率等に係る特例			

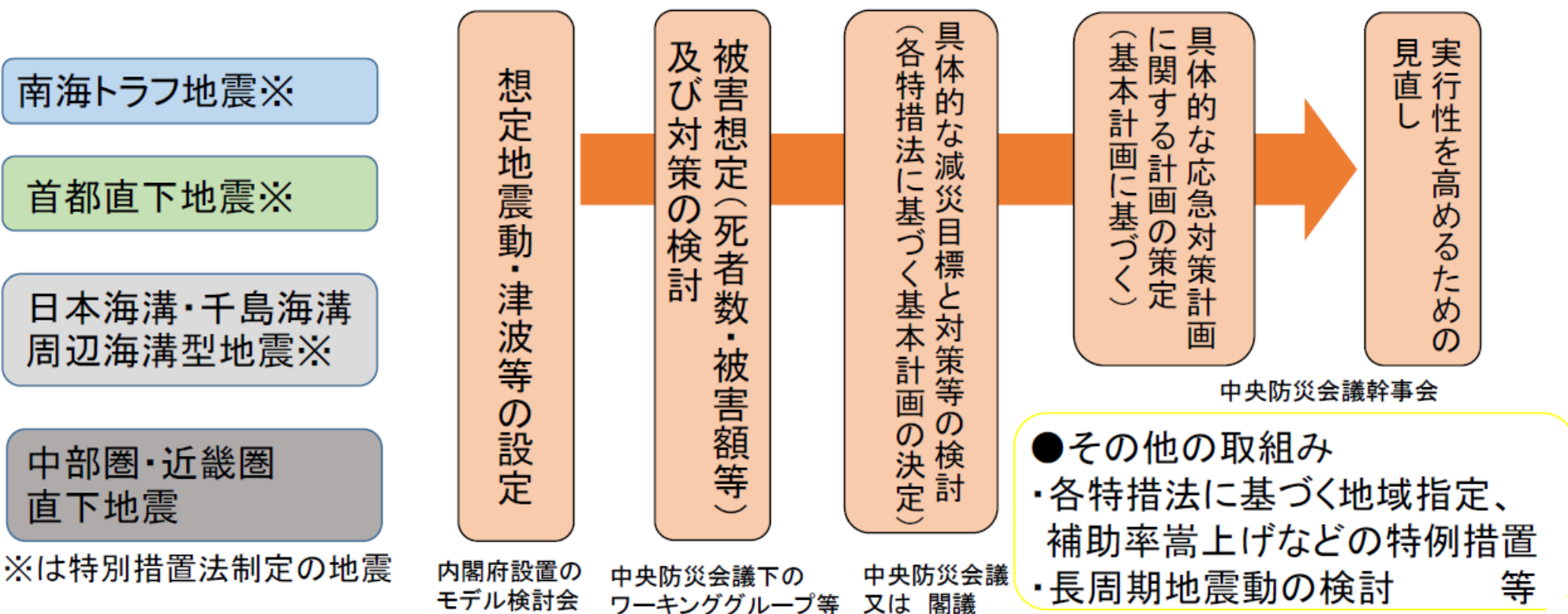
※災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、津波防災地域づくりに関する法律は閣法。他は議法。

政府における地震対策の検討

●対象とする大地震に共通する取組み

- ・「大規模地震防災・減災大綱（H26.3中防会議決定）」の策定
↳ 予防から、応急、復旧・復興までの、対策のマスタープランとなるもの
- ・「大規模地震・津波災害応急対策対処方針（H26.3中防会議主事会議申合せ）」の策定
↳ 様々な大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動、関係機関の役割について記載したもの

●各地震ごとの取組み概要（検討の流れ）



南海トラフ巨大地震対策の推進

○これまでの防災対策の進捗状況や最新の知見等を踏まえた被害想定の見直しを行うとともに、近年の社会変化や自然災害等の特徴も踏まえて、今後実施すべき防災対策をとりまとめ（R7.3）。現在、基本計画の見直し中。

南海トラフ沿いの巨大地震の被害の特徴

<想定最大規模の被害想定>

○強い揺れや津波が広域で発生し、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害が発生。

◆死者：最大約29.8万人（冬・深夜）※1

◆全壊焼失棟数

：最大約235万棟（冬・夕方）※1

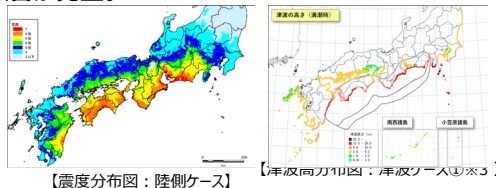
◆経済被害

：資産等の被害 約224.9兆円

：経済活動への影響 約45.4兆円

【参考】災害関連死者：最大約2.6万人～5.2万人と推計（上記死者数には含まれない）

（東日本大震災※2及び能登半島地震の実績に基づき推計。発災後の状況によっては更なる増加につながるおそれ）



<南海トラフ沿いの地域特性に応じた被害>

○被害形態は多岐にわたり、サプライチェーンへの影響等、内・外の主要産業にも影響

- 大都市の中心市街地 → 高層ビルでの長周期地震動・エレベーター被害等が発生
- 沿岸部の工業地帯 → 工場や港湾の被災により、サプライチェーンの寸断や地域経済の停滞が発生
- 中山間地域、半島・離島 → 地域・集落の孤立等が発生。生活への影響が長期化 等

<時間差を置いて発生する地震の被害想定>

○過去の南海トラフの地震では、時間差を置いてM8クラスの地震が発生した事例（いわゆる半割れケース）が知られており、半割れケースの場合、後発地震への備えにより、被害は大きく変化

先発地震による建物損傷が修繕されないまま後発地震が発生すると、揺れによる全壊棟数は増大
単独で発生するより揺れによる全壊棟数は約31,000棟増加

先発地震により、津波からの避難意識が向上すると、後発地震時の津波による死者は減少
単独で発生するより死者は約53,000人減少。加えて、事前避難を行えば、死者は追加で約12,000人減少
（先発地震：東半割れ、後発地震：西半割れ の場合）

※1:被害が最大となるケース ※2:岩手県及び宮城県 ※3:「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域・超大すべり域」を設定した場合

防災対策の進捗と社会状況変化等

○主な防災対策の進捗状況

- ・住宅の耐震化率（約79%（H20）⇒約90%（R5））※1
- ・海岸堤防の整備率（約39%（H26）⇒約65%（R3））※2
- ・住民の防災意識向上につながる訓練を実施した市町村の割合（約79%（H30）⇒約86%（R6））※3
- ・企業のBCP策定率（大企業 約54%（H25）⇒約76%（R5）、中堅企業 約25%（H25）⇒約46%（R5））※1

※1:全国 ※2:南海トラフ巨大地震等の大規模災害が想定されている地域 ※3:推進地域の全都府県

○社会状況の変化と技術の進展

- ・高齢化の進展、感染症の懸念、生活スタイルの変化、訪日外国人の増加、デジタルの普及、担い手の不足 等

○過去の自然災害の経験・得られた教訓

- ・平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震等を踏まえた災害関連死対策等の防災対策の充実
- ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を踏まえた、地域での備えによる効果を向上させるための改善 等

実施すべき主な対策

超広域かつ甚大な被害が発生する中で、人的・物的リソース不足等の困難な状況が想定され、行政による対応だけでは限界。あらゆる主体が総力をもって災害に臨むことにより下記を実現。

■命と社会を守る ■助かった命や生活を維持する ■生活や社会経済活動を早期に復旧する

◆社会全体における防災意識の醸成

- 津波避難意識等の向上に向けたリスクコミュニケーションや防災教育の充実
- 消防団や自主防災組織等の多様な主体の連携や地区防災計画の策定等による地域の防災力の向上
- 企業が活動を継続し、地域防災に貢献するためのBCP策定と実効性確保

【醸成すべき防災意識】

- ・国民・事業者・地域・行政とともに災害に立ち向かう
- ・自らの命は自らが守る

◆被害の絶対量低減等のための強靱化・耐震化、早期復旧の推進

- 補助制度、税制優遇措置等の周知等による、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等の促進
- 木造住宅密集地域等の火災危険性が高い地域における感震ブレーカーの普及
- インフラ・ライフラインの強靱化・耐震化、海岸堤防や避難路の整備等
- まちの将来像を地域で事前に検討しておく等の復興事前準備の推進



官民連携による被災者支援人材育成・訓練

◆被災者の生活環境の整備

- 考
え
方
・「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）への支援」へ考え方を転換
- ・保健・医療・福祉支援の充実
- 方
・地域と事業者・NPO法人・ボランティア等の多様な主体による連携

- 広域かつ膨大な避難者数が想定される中でも、温かい食事や入浴などの様々な支援が届くような対策の実施
- 福祉サービスを必要とする要配慮者等の様々なニーズへ配慮するとともに、保健師や災害支援ナース、DWAT等の専門的な人員を迅速に派遣する体制の構築
- 孤立する可能性のある集落における物資の備蓄や通信確保のための備えの充実

◆防災DX、応援体制の充実等による災害対応の効率化・高度化

- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や物資調達・輸送調整等支援システム等の機能強化
- 国による応援組織の充実強化 ○「即時応援員」の事前の指定等による自治体間の円滑な支援体制の整備

◆時間差を置いて発生する地震等への対応の強化

- 臨時情報の実効性を高めるとともに、住民や事業者等が大規模地震発生までの間にとるべき対応の充実
- ひずみ計や海域の観測網をはじめとしたモニタリングに必要な観測網の維持・強化

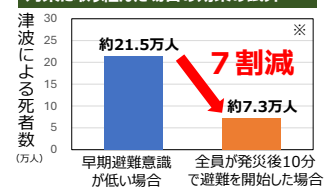
被害軽減に向けて

○対策に取り組めば被害は軽減できる

○被害想定的大小や増減だけに焦点を当てたり、一喜一憂したりすることなく、国民・事業者・地域・行政が、とるべき対策を着実に実施することが必要

○特に、被害の防止・軽減のためには、住宅の耐震化や家庭での備蓄、迅速な避難行動に取り組むことが重要

対策に取り組んだ場合の効果の試算



※:地震動に対して堤防・水門が正常に機能し、現状で指定されている津波避難ビル等の活用を考慮した場合

首都直下地震対策 被害想定・防災対策の見直し

減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（平成27年3月）から10年が経過することから、同基本計画及び政府業務継続計画の見直しに向けて、本格的な検討を開始する。

被害想定（H25.12）

直下地震（M7クラス）により、強い揺れが発生し、建物等が倒壊・焼失

死者数：最大2.3万人

（地震：約3割、火災：約7割）

全壊・焼失家屋：最大61万棟

（地震：約3割、火災：約7割）

総理官邸等が立地する地区は、一定の強靱性を有するものの、不確実性の高い項目について、より過酷な被害様相を想定

停電、電話不通、断水：1週間

JR等の運行停止：1ヶ月

主要道路の啓開：1週間

首都直下地震緊急対策推進基本計画（H27.3）

減災目標

死者数：概ね半減 全壊・焼失棟数：概ね半減

- 地震対策 ・住宅等の耐震化率 【具体目標：79%（H20）⇒95%（H32）】
・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 【具体目標：92.1%（H25）⇒100%】等
- 火災対策 ・危険密集市街地の解消 【具体目標：約2,500ha（H23）⇒解消（H32）】
・緊急消防援助隊の部隊数【具体目標：4,600隊（H26）⇒6,000隊（H30）】等

政府業務継続計画（H26.3）

目標

1週間、外部から庁舎に補給なしで、交代で非常時優先業務を実施できる体制の整備を目指す

- 執行体制 ・社会全体としての業務継続体制の構築 ・緊急的な権限委任
・職務代行者の選任 ・参集要員の確保 等
- 執務環境 ・庁舎の耐震安全化 ・電力の確保 ・通信・情報システムの確保
・物資の備蓄 ・代替庁舎の確保 等

<今後の検討の流れ（予定）>

首都直下地震モデル・被害想定手法検討会※

最新の知見を踏まえ、震度分布や津波高、被害想定 の計算手法を検討。

※内閣府に設置

（既存の検討会等）

政府BCP評価等有識者会議（平成26年4月～）

帰宅困難者等対策検討委員会（令和3年11月～）

首都直下地震対策検討WG※

（令和5年12月～令和7年夏頃（予定））

防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等を検討
※中央防災会議防災対策実行会議の下に設置。

令和6年能登半島地震に係る検証チームにおいて取りまとめた自主点検レポートや、今後、有識者を交えた検討も踏まえ議論

基本計画・政府BCPの見直し

（令和7年秋頃（見込み））

※今後の議論の過程で変更があり得る。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策の取組

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害の特徴

- 巨大な津波により膨大な数の死者が発生
【死者数】日本海溝地震：最大約19.9万人、千島海溝地震：最大約10万人
- 建物被害、ライフライン・インフラ被害など、甚大な被害が発生
【全壊棟数】日本海溝地震：最大約22万棟、千島海溝地震：最大約8.4万棟
- 北海道から千葉県までの広域にわたり被害が発生

日本海溝・千島海溝沿いの地域特性

- 積雪寒冷地特有の課題
・吹雪や積雪寒冷により避難に時間を要する
・屋外や寒い屋内での避難は低体温症のリスクが生じる
- 北海道・東北地方の沿岸地の特性
・地理的状況による全国からの応援体制の脆弱性の懸念等

防災対策

基本的方向

目標

- 人命を救う
- 被害を最小化する
- 回復をできるだけ早くする

1. 津波からの人命の確保

- 津波対策の目標は「命を守る」こと。住民等の迅速かつ適切な避難が重要
- 冬季の低体温症のリスク等を踏まえた避難時の防寒対策が必要

2. 各般にわたる甚大な被害への対応

- 死傷者発生や救助等の妨げとなる建物倒壊や火災への事前対策が必要
- あらゆる応急対策の前提となるライフライン・インフラ施設の機能確保が必要

3. 広域にわたる被害への対応

- 積雪寒冷下での応急対応の遅れを考慮した事前の対策や訓練等が必要
- 発災時に行政や企業等が事業を継続し、経済的被害を減じることが重要

4. 対策を推進するための事項

- 国民一人ひとりが主体的に防災行動をとる「災害文化」の醸成が重要
- デジタル技術の活用による迅速な避難や救助等が図られる社会の構築が重要
- 巨大地震への注意を促し、日頃からの地震への備えを再確認させることが重要

具体的に実施すべき主な対策

基本的方向を踏まえ、以下の観点で具体的な防災対策を推進

- ① 積雪寒冷地特有の課題を考慮した対策
- ② 事前防災
- ③ 災害発生時対応とそれへの備え
- ④ 被災地域内外における混乱の防止
- ⑤ 多様な発生態様への対応
- ⑥ 様々な地域的課題への対応

- 積雪寒冷を考慮した津波避難施設、避難路の整備
- 防災教育や防災訓練を通じた住民の避難意識の向上
- 防寒具・暖房器具の装備等による避難時の防寒対策の推進
- 個別避難計画の策定等による要配慮者の避難支援の促進
- 海岸保全施設の耐震化・耐浪化等や集団移転等の推進 等

- 積雪荷重を考慮した建物の耐震化の推進
- 感震ブレーカー等の普及による出火防止対策の推進
- 迅速な消火活動による延焼防止対策の推進
- 電気、通信等のライフライン施設の耐震化、耐浪化、早期復旧
- 橋梁、岸壁等のインフラ施設の耐震化、早期復旧 等

- 積雪寒冷を考慮した広域的な支援体制の構築
- 全国からの応援を迅速に展開するための道路、港湾等の啓開
- 積雪寒冷を考慮した救助、物資運搬等に係る人員・装備・備蓄の確保
- 行政や企業等による事業継続計画（BCP）の策定・充実 等

- 自治体研修や住民向け講座等による防災意識の高い地域社会の構築
- 災害情報の収集・共有・分析等に係る情報システムの充実
- 地震・津波に関する情報提供の迅速化と精度向上に向けた技術開発
- 後発地震発生に注意を促す情報発信と地震への備えの再確認の実施 等



災害発生のおそれ段階からの広域避難の取組～首都圏における事例～

首都圏大規模水害広域避難タイムライン

- **目的**: 「広域避難」は避難までのリードタイムが長く、かつ関係機関が行政、交通事業者、報道機関等と多岐にわたるが、災害時に円滑なオペレーションを実施するため、全ての機関が「共通認識」のもと、各々が実施する対応・行動について「**タイミング**」「**内容**」を共有
- **構成**: 全体を俯瞰する「**総括表**」、関係機関間の連携を確認する「**連携表**」、各機関の詳細な行動を確認する「**機関表**」
- **ブラッシュアップ**: 訓練等での検証を通じてブラッシュアップ

総括表（イメージ）

時間	タイミング	関係機関				
		国	東京都	広域避難自治体	交通機関	報道機関
発災5日以上前	共同検討開始 前の事前協議	記者会見(台風警戒)		課長級会議		情報伝達
発災4日前		記者会見(台風警戒) 関係機関と情報共有	関係機関と情報共有 広域避難先施設調整	部長級会議 関係機関と情報共有 広域避難先施設調整	計画運休の検討開始	情報伝達
発災3日前	共同検討開始	事前避難 呼びかけ	事前避難 呼びかけ 鉄道増発要請 広域避難先施設準備	共同検討開始 (広域避難実施決定) 事前避難 呼びかけ バス輸送要請 広域避難先施設準備	増発・バス輸送準備 計画運休可能性の周知	事前避難 呼びかけ
発災2日前	「自主的な避難を促す情報」の発表	自主的な避難 呼びかけ	自主的な避難 呼びかけ 広域避難先施設開設	「自主的な避難を促す情報」の発表 広域避難先施設開設	バス輸送開始 計画運休実施の周知	自主的な避難 呼びかけ
発災1日前	「広域避難を促す情報」の発表	広域避難 呼びかけ	広域避難 呼びかけ 広域避難先施設運営	「広域避難を促す情報」の発表 広域避難先施設運営	増発開始 増発終了 計画運休開始	広域避難 呼びかけ
発災9時間前	「垂直避難を促す情報」の発表	垂直避難 呼びかけ	垂直避難 呼びかけ	「垂直避難を促す情報」の発表	(鉄道運休中)	垂直避難 呼びかけ
発災	「緊急安全確保」の発表	緊急安全確保 呼びかけ	緊急安全確保 呼びかけ	「緊急安全確保」の発表		緊急安全確保 呼びかけ

連携表

平時用
災害時用

機関表

平時用
災害時用

平時の普及啓発

- **概要**: 国、東京都及び〇〇区(広域避難自治体)は、広域避難に係る関係機関と連携し、対象地域の住民に対して**大規模水害時の広域避難**に関する普及啓発を実施

普及啓発手段の例

○我が家の水害リスク診断書(東京都・江東5区)

○東京マイ・タイムライン(東京都)

○ハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ

○防災セミナー、防災シンポジウム

○防災訓練、出前講座、講習会

○広報誌、ホームページ、SNS、防災アプリ



東京マイ・タイムライン
(東京都)

管理番号: 東京都、江戸川区

我が家の水害リスク診断書

〒000-0000 江戸川区〇〇-丁2番3号
東京 江東 区

1. 水害リスク診断結果

ご自宅の住所: 江戸川区〇〇-丁2番3号

水害リスク診断結果: **ご自宅の地域には水害リスクがあります。**

主な水害リスク ^{※1}	荒川の洪水	江戸川の洪水	高潮	※2 目安(①洪水の浸水)
①洪水の浸水 ^{※2}	5.5 m	3.0 m	3.3 m	5.0~5.5m未満 5.5~6.0m未満 6.0m以上
②洪水継続期間 ^{※3}	20日間	4日間	6日間	
③避難の決断等により 家財損壊・流出のおそれのある地域に該当	該当する	該当しない		

※1 主な水害リスクは、諸般の状況等により最も被害が大きい場合を示しています。
 ※2 ①の洪水の浸水は、施設から水深までを測定します。
 ※3 ②の洪水継続期間は、洪水の浸水が50mmを超えて20日間以上続く場合、再度50mmを下回るまでにかかる日数です。

2. 水害リスク診断結果を踏まえて行われるあなたの行動

【①洪水の浸水】で、自宅に浸水せずに安全を確保できる範囲が

あり → 自宅の外の避難が必要！
 以下のことを事前に決めておきましょう。
 ○避難先 ○避難のタイミング
 避難先: 避難所、友人宅、親戚宅など
 避難のタイミング: 避難所、友人宅、親戚宅など

【②洪水継続期間】の間、自宅で通常の生活(食料・トイレ・医療等)が

できる → 自宅避難(在宅避難)も可能
 日頃から多くの水や食料等の十分な備蓄が必要です。
 ⇒右側の「ポイント2」を参照

【③避難の決断等により家財損壊・流出のおそれのある地域に】
 該当しない → 自宅避難(在宅避難)も可能
 日頃から多くの水や食料等の十分な備蓄が必要です。
 ⇒右側の「ポイント1」を参照

我が家の水害リスク診断書
(東京都・江東5区)

気候変動を踏まえた高潮対策の推進

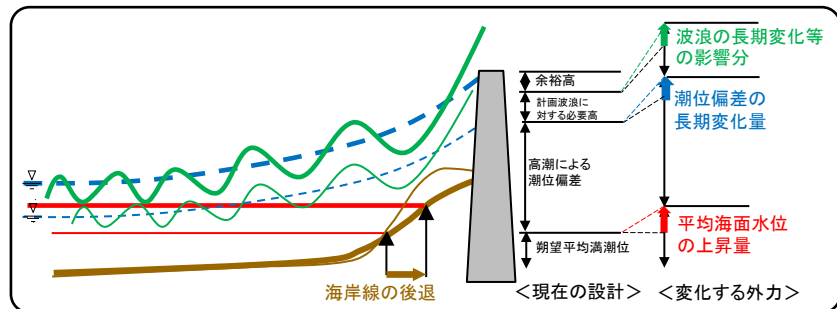
- 三大湾（東京湾・伊勢湾・大阪湾）をはじめとするゼロメートル地帯など災害リスクの高い地域等において、高潮から地域住民の生命・財産を守るため、海岸堤防や水門・陸閘等の整備を推進。
- また、全国の海岸で気候変動による影響を考慮した海岸保全基本計画への見直しを進めており、東京都においては、全国で初めて気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画が公表（令和5年3月）され、防潮堤のかさ上げ等を計画。

■海岸保全に影響する気候変動の予測

- IPCCのレポート※1では「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCC※2によれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、**RCP2.6（2℃上昇に相当）で0.29-0.59m、RCP8.5（4℃上昇に相当）で0.61-1.10m。**

※1: IPCC第5次評価報告書(2013) ※2: IPCC海洋・雪氷圏特別報告書(SROCC)(2019)

<気候変動による外力変化イメージ>



<気候変動影響の将来予測>

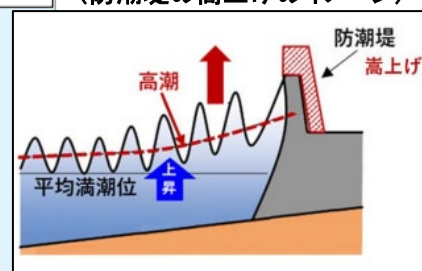
影響事象	将来予測
平均海面水位	・上昇する
高潮時の潮位偏差	・極値は上がる
波浪	・波高の平均は下がるが極値は上がる ・波向きが変わる
海岸侵食	・砂浜の6割～8割が消失

■東京港における気候変動を踏まえた海岸保全施設の整備

- 東京都においては、気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画を策定。（令和5年3月）防潮堤のかさ上げ等の整備を計画。



(防潮堤の嵩上げのイメージ)



※東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間] (R5.3) (東京都) 及び東京港海岸保全施設整備計画 (R5.3) (東京都) より

流域治水の推進

○「流域治水プロジェクト」は国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、**全国109の一級水系、約600※の二級水系で策定・公表**（R6.3末時点）。

○また、気候変動の影響による降雨量の増大等を踏まえ、流域のあらゆる関係者による対策の充実を図る様々な手法を活用した対策の一層の充実を図り、**全国109の一級水系について、流域治水プロジェクト2.0に見直し**。

○今後、関係省庁と連携して、プロジェクトに基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図る。

※河川整備計画を策定済みの水系のみ集計

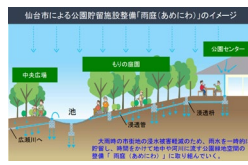
【ポイントその①】様々な対策とその実施主体が見える化

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防関係施設や雨水排水網の整備等



河道掘削
(石狩川水系、北海道開発局)



公園貯留施設整備
(名取川水系、仙台市)



用水路の事前水位低下による雨水貯留
(吉井川水系、岡山市)

②被害対象を減少させるための対策

・土地利用規制、誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供等



二線堤の保全・拡充
(肱川水系、大洲市)



災害危険区域設定
(雄物川水系、秋田市)



住宅地盤嵩上げに対する助成
(梯川水系、小松市)

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

・マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設等



自主防災活動による畳堤設置
(揖保川水系、たつの市)



避難訓練の支援
(五ヶ瀬川水系、高千穂町)



公園等を活用した高台の整備
(庄内川水系、名古屋市)

【ポイントその②】対策のロードマップを示して連携を推進

短期：被災箇所の復旧や人口・資産が集中する市街地等のハード・ソフト対策等、短期・集中対策によって浸水被害の軽減を図る期間

中期：実施中の主要なハード対策の完了や、居住誘導等による安全なまちづくり等によって、当面の安全度向上を図る期間

中長期：戦後最大洪水等に対して、流域全体の安全度向上によって浸水被害の軽減を達成する期間

<ロードマップのイメージ>

区分	主な対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	長期
氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策	河道掘削	河川事務所、都道府県、市町村			
	ため池等の活用	市町村			
被害対象を減少させるための対策	浸水リスクの低いエリアへの居住誘導	市町村			
	浸水防止施設	市町村			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	後援を利用した高台整備	市町村			
	地区タイムラインの作成	都道府県、市町村			

【ポイントその③】あらゆる関係者と協働する体制の構築

・**全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、協議会を実施。**

・**地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど、省庁横断的な取組として推進**



流域治水協議会開催の様子

地震被災地における豪雨など複合的な災害への備えの検討

○ 令和6年能登半島地震からの復旧・復興の途上にあった被災地では、令和6年9月の記録的な大雨により、甚大な被害が発生。国土交通省では、能登半島での地震・大雨の教訓を踏まえ、先発の自然災害の影響が残っている状態で、後発の自然災害が発生することで、単発の災害に比べて被害が拡大する「複合災害」への備えの強化について検討中。

背景

令和6年能登半島地震による被害

地震による土砂災害の発生(寺地川)



土砂崩れによる河道埋塞(河原田川)



能登半島での9月20日から大雨による被害

元の河川と異なる流路を洪水が流下(塚田川)



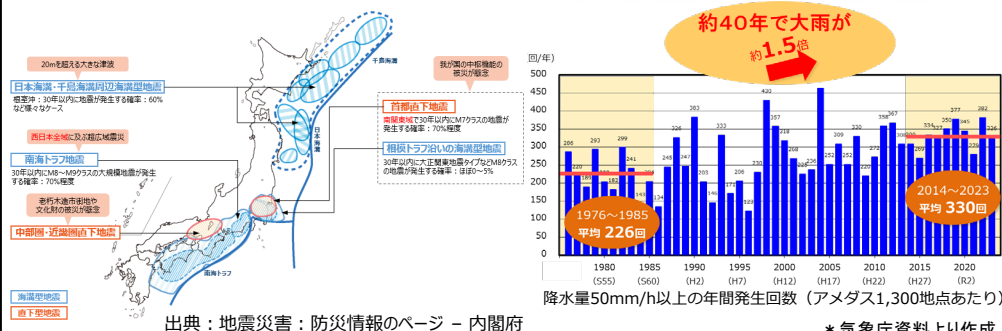
横断工作物で大量の流木が捕捉(塚田川)



課題

全国的に大規模地震の発生が切迫

短時間強雨の発生件数が増加



「複合災害」の発生頻度が高まることが想定

対応

「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策検討会」を国土交通省水管理・国土保全局に設置 (令和7年1月14日 設置)

- 先発の自然災害発生後の対応の強化
 〔地形・施設の変状の把握、リスクの評価、変状を踏まえた防災対策の実施、体制強化 等〕
- 大きな被害をもたらした土砂・洪水氾濫など、土砂・流木への備えの強化
 (土砂・流木を考慮したハザードマップの導入、土砂・流木を考慮した施設の整備等)

感染症を考慮した災害対応力の強化（災害時感染制御支援チーム（DICT））

令和6年能登半島地震における対応

- 避難所における感染症管理・対策を行うため、避難所の衛生状態や健康状況を把握し、感染症リスクが高い避難所に感染症の専門家による対応チームを派遣するなど、重点的な対策等を実施。
- 能登半島地震において、初めて本格投入。

1 避難所の衛生状態・健康状況の把握

① 支援者による状況収集

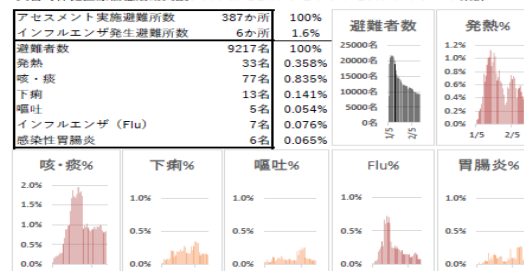
- ・DMATや保健師、自治体職員、自衛隊など、避難所を支援する職員が、避難所訪問時に避難所の衛生状態や感染症の発生等の情報を収集。システム（D24H（災害時保健医療福祉活動システム）等）により情報集約。

② 災害診療記録による患者情報の収集

- ・DMAT等の医療チームが被災者の診療の際、災害診療録を作成。システム（J-SPEED）により情報集約。

※ J-SPEED: 医療チームが診察した個々の患者の診療記録や、支援者の健康管理を報告・集約するシステム(データベース)

避難所感染症レポート 全体 2024年2月16日9時00分時点
災害時保健医療福祉活動支援システム「D24H」ラビッドアセスメントシート集計



感染状況分析の一例



DICTの避難所のラウンドの様子

2 専門家と連携した対策

① 感染症の発生状況の分析

- ・1の情報等を基に、国立感染症研究所が感染症の発生状況の評価を作成、保健医療福祉調整本部など関係機関に情報提供。

② リスクの高い避難所への対策

- ・感染症の専門家（※）がリスクの高い避難所を中心に訪問や電話相談等の支援を実施し、感染者の動線管理、衛生環境の改善、手指消毒や環境清掃等について助言。
- ・必要な医薬品や検査キット等を送付。

※ 日本環境感染学会の災害時感染制御支援チーム（DICT：避難所等における感染症対策の支援を行うチーム）や、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター及び石川県内の感染症専門家を中心とするネットワークが現地で活動。

令和6年能登半島地震を踏まえた対応

- ・2024年10月1日に、厚生労働省の委託事業としてDICT事務局を国立国際医療研究センター（現JIHS：国立健康危機管理研究機構）内に設置。平時からの関係機関との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果的に避難所等における感染症対策の支援を行うための体制整備を進めている。

災害拠点病院について～感染症下における災害対応力の強化～

災害時に多数発生する傷病者、被災した医療機関の入院患者等に対し、災害拠点病院を中心として、被災地内外の医療資源を活用できる医療提供体制の整備を行っている。

【災害拠点病院（令和6年4月1日現在、全国で776病院）】

災害時等における医療提供の拠点となる病院であり、都道府県により指定される。主に以下の機能を有する。

＜災害時＞

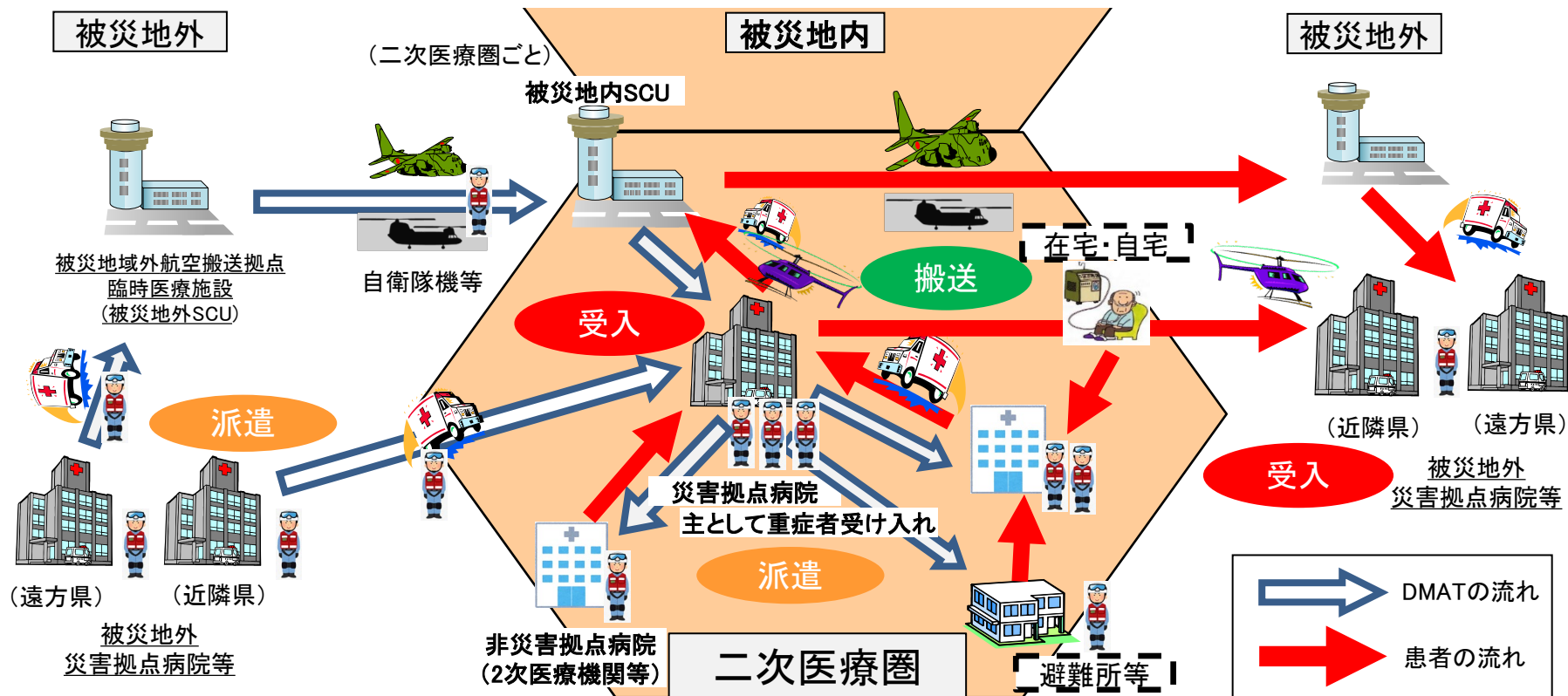
被災地外：被災地へのDMATの派遣、被災地からの重症患者の受け入れ 等

被災地内：被災地内の患者の受け入れ、被災地外への患者搬送の拠点として活動、DMATの受け入れ、派遣の拠点として活動

＜平時＞

災害時を想定した定期的な研修・訓練の実施、災害時に自立できるための施設設備の整備

＜災害拠点病院を中心とした被災地での医療提供体制（凡例）＞



大規模噴火時の広域降灰対策について

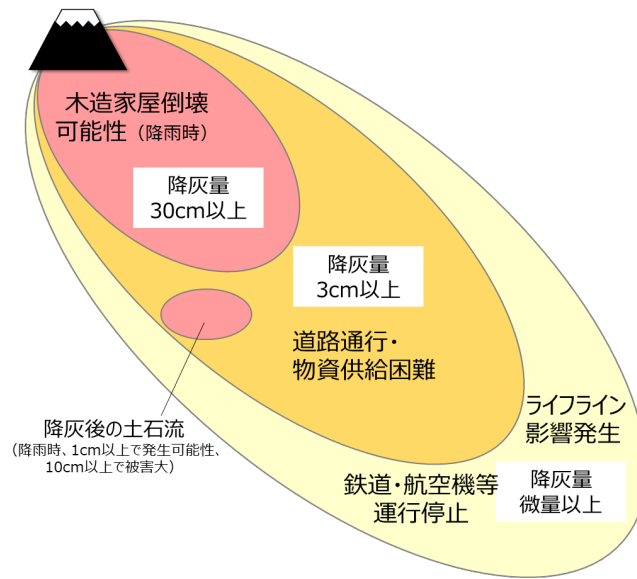
富士山は過去にも噴火を繰り返してきており、大規模噴火が発生した場合、首都圏を含む地域が広く降灰に見舞われ、国民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

令和2年4月に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」から示された、降灰による影響等に基づき、富士山で大規模噴火が発生した場合の首都圏をモデルケースとして、令和6年7月から「首都圏における広域降灰対策検討会」を開催し、広域降灰対策を検討してきた。

その検討成果を踏まえ、広域降灰対策の基本方針、及び、国、関係機関、地方公共団体等が連携した具体的な対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意点について「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を取りまとめた。

<各分野における降灰の影響・被害>

<降灰量に応じた影響>



鉄 道	微量の降灰で地上路線の運行が停止。
道 路	乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能。
航 空	火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要。
物 資	交通支障が生じると、物資の配送や生活物資入手困難。
電 力	降雨時3mm以上の降灰で碍子（がいし：電線等を支える器具）の絶縁低下による停電。
通 信	降雨時の火山灰付着等により通信を阻害。停電による通信障害。
上下水道	原水の水質悪化。降雨時、下水管の閉塞により雨水があふれる。停電による使用制限。
建 物	降雨時30cm以上の降灰量で木造家屋に火山灰の重みにより倒壊するものが発生。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えると損壊するものが発生。

- ・降灰の特徴 : 緊急的・直接的な命の危険性は低い
- ・首都圏の人口 : 人口が非常に多い
- ・予測の不確実性 : 噴火前から社会活動を著しく制限することは現実的ではない

を踏まえつつ、広域降灰への対策について検討。

大規模噴火時の広域降灰対策について

広域降灰対策の基本方針

- **できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することが基本。**
ただし、**状況によっては直ちに命の危険がある場合^{*1}も想定され、避難等の行動をとる必要**がある。
 - ・生活を継続するため、日頃からの十分な備蓄等が重要
 - ・ライフライン等の復旧や物資輸送を確保
- 降灰の状況に応じて対応を取るため、実測の降灰量のみならず**降灰の予測も活用することで、早めの対応が可能。**
- 火山灰の処理は、仮置場の確保が重要。最終的には様々な手段で処理。

^{*1} ・降灰量が30cm以上ある地域の木造家屋
・土石流の危険がある地域
・要配慮者のうち自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人 等

広域降灰対策の考え方・留意点

1. 住民の安全確保

- ・できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続。家屋倒壊など命の危険がある場合は避難等の行動。
- ・日頃から十分に備蓄しておくことが極めて重要。

2. 広域降灰の予測・状況把握^{*2}

- ・「対応のトリガーとなる情報」を提供する必要。
- ・被害の様相の閾値である、30cm以上、3cm以上、微量以上、との対応が分かるような「広域降灰の見通しを伝える情報」を提供することが望ましい。
- ・国及び地方公共団体が連携し、各地の降灰量を測定。

^{*2} 降灰予測情報の具体的な内容については、気象庁において検討中。

3. 情報の発信・周知啓発

- ・広域降灰の可能性が高まった際にその状況に応じた適切な情報発信を実施。
- ・平時から火山灰から身を守るための対策、備蓄等の周知啓発を実施。

4. 輸送・移動手段

- ・各地域の実情に応じて、優先度の高い拠点を検討し、人員・資機材を集中することで、速やかに応急対応に必要な経路を確保。
- ・平時から人員や資機材の確保、対応訓練を実施。

5. 物資供給

- ・自宅等での生活継続のため、食料、衛生用品及び燃料等の物資供給体制を構築。
- ・防塵マスク・ゴーグルなどの降灰対策用品の供給。

6. ライフライン

- ・自宅等での生活継続のため、電力、水道及び通信等のライフラインの迅速な復旧に努める。
- ・事業者は、施設の保護・点検及び交換用品の備蓄等、平時からの対策。

7. 火山灰の処理

- ・火山灰が堆積した場所に応じて、施設管理者（宅地から排出された火山灰は市町村）等がそれぞれ処分を実施。
- ・仮置場候補地を事前に選定しておくことが望ましく、国や地方公共団体等が連携し、様々な手段を組み合わせで処理。
- ・屋外での応急・復旧作業時には、屋外作業員の健康管理についても配慮。

※ 引き続き、具体的な地域における対策の検討や、その他の課題の検討の進捗、新しい知見の蓄積等に応じて、更なる充実化を図る。

首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和7年3月28日公表）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画

第1章 総則

1. 船舶を活用した医療提供に関する検討及び法施行に至る経緯

- 過去の大規模災害を受け、議論が活発化。令和3年6月、議員立法により、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）が成立、令和6年6月に施行。

2. 本計画の性格

- 政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について定めるもの。国の施策策定・実施の基本となる。

第2章 災害時における船舶を活用した医療提供の目指すべき在り方

1. 船舶を活用した医療提供の必要性

- 大規模災害が発生すると、医療資源の不足等により対応困難な傷病者が多数発生し、被災地の陸上の医療機能がひっ迫するものと予測。
- 自己完結的に海上で活動でき、かつ、多くの人・物の運搬が可能であるという船舶の特性をいかし、陸上の医療機能を補完することが必要。

2. 船舶を活用した医療提供の役割

<災害時の医療提供船舶の用途>

- 例えば、以下2つを想定。このほか、被災地のニーズに柔軟に対応。

	①脱出船	②救護船
概要	船舶で必要な医療を提供しながら、被災地の傷病者を被災地外の医療機関に搬送する。	被災地付近の港に接岸させた船舶において、一定期間、被災地の傷病者に対して救護活動を行う。
狙い	- 被災地の医療機能のひっ迫を緩和 - 被災地外の医療機関で十分な医療を提供 - 多くの傷病者を搬送	- 陸上の救護所と同様に、船内で救護活動を実施 - 発電設備等、自己完結性を有する点に優位性
対象	被災を原因とする傷病者のみならず、被災を原因としない傷病者も対象 (例) 発災以前からの入院患者 (例) 発災以前からの通院患者	

<活動時期・対象となる傷病者>

- 船舶の移動や航路・港の啓開に時間を要し、活動開始時期に制約あり。
海上・船内という特殊な環境で医療を行うことに伴う物理的な制約あり。
⇒ 船舶や被災地の状況等によっては、対象となる傷病者が限定。
- 可能な限り早期に、多様な傷病者に医療を提供できる体制の整備や空路・陸路等の他の手段と連携し、多くの傷病者に医療を提供することが重要。

第3章 災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置

1. 船舶の確保

- 当面の間、民間の船舶事業者の協力に基づき、民間の既存船舶を活用。
- 当該既存船舶による医療提供の実績の積み重ねや訓練の実施等を踏まえ、必要な検証を実施し、環境を整え、国等が「医療の提供の用に主として供するための船舶」を保有。

2. 医療従事者・船舶職員等の確保

- 医療従事者は、DMAT、日赤等から確保。政府の支援の下、被災都道府県の保健医療福祉調整本部が調整。
- 船舶職員は、所管庁が船舶事業者と調整を行い、確保。

3. 医薬品・医療資器材等の確保

- DMAT、日赤等が保有する医薬品・医療資器材を活用。
- 通信機器等の医療資器材以外の資器材については、所管庁が確保。

4. 運用体制の構築等

- 迅速かつ円滑な実施のため、手順やルールを定めた活動要領を策定。
- 平時から訓練を行い、関係者の連携体制の強化、人材育成を図る。

5. 多目的利用

- 被災者の避難状況や医療機関の回復状況等で、被災地のニーズも変化・多様化。物資の輸送、被災者の休憩所や要配慮者への福祉サービス提供場所としての活用等、現地のニーズに即した多目的な利用にも応える。

6. 他の船舶との連携

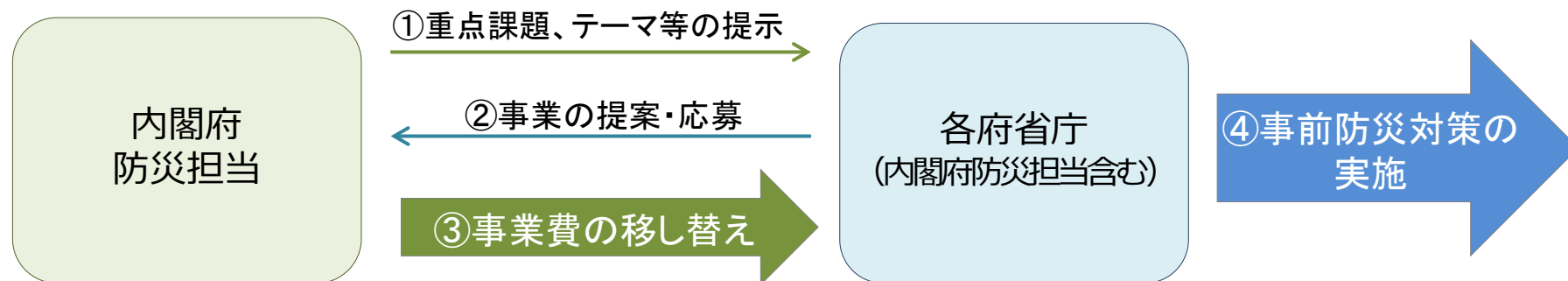
- 過去の災害では、自衛隊艦艇、海上保安庁船艇等、様々な船舶が、被災者の搜索、医薬品等の物資輸送等、被災地の支援活動を実施。
- 様々な船舶と連携し、一体的かつ効率的に船舶活用医療を実施。

第4章 災害時以外における船舶活用医療

第5章 本計画の見直し

事前防災対策総合推進費について

- 今後の防災庁の設置を見据え、内閣府防災担当の災害対応の司令塔機能を強化する観点から、事前防災対策について、
 - ①関係省庁が実施する重点的な課題に係る事業
 - ②関係省庁が連携して実施する災害対策に係る事業
 - ③先進的な対策に取り組む地方自治体の支援を推進するための仕組みを新たに設ける。(令和7年度新規事業化)
- 内閣府防災に「事前防災対策総合推進費」を計上、その上で、事前防災に係る重点的な課題や連携事業に係る施策提案を各省庁から募集、各府省庁に予算を移し替え、対象施策を実施。



○推進費の対象事業

(1) 調査研究事業
事前防災の課題について、必要な調査の実施や研究開発を支援。

※事業のイメージ

○海外の事例調査や線状降水帯の予測精度向上に資する研究

○AI、ドローン等を活用した調査研究など

(2) 連携事業
事前防災の強化に関し、関係省庁や地方自治体等が連携して行う取組を支援。

※事業のイメージ

○教育分野と連携した防災教育の推進
○平時から保健・医療・福祉分野の災害派遣チームとの訓練や連携体制の構築 など

(3) 先進自治体支援事業
内閣府防災が示す取組方針に基づき、地方自治体等が先進的な事前防災対策を実践・実装するための取組を支援。

※事業のイメージ

○ガイドライン・手引き等に示された取組の実装
○地域の課題に先進的に対応する取組支援など

令和6年度総合防災訓練について

- ・訓練を企画・実施する際の基本方針、国の訓練事項、地方公共団体の訓練への留意点等を示すもの
- ・継続的・計画的に取り組むべき事項に加え、既往災害からの教訓や社会状況の変化等を反映
- ・年度末から年度当初の時期に、中央防災会議で決定するもの

基本的な考え方

能登半島地震等の既往災害を踏まえた災害対応力向上

- 受援計画等に基づく応援職員の受け入れに関する訓練の実施
- 地域住民や地元企業の支援活動をメニューに含めた訓練の実施
- 避難所の生活環境向上（段ボールベッド・パーティションの設置等）や、在宅・車中泊避難者等の状況把握、さらに地方公共団体間連携による二次避難先の運営に関する訓練の実施
- 物資の調達・輸送等の訓練の実施
- 災害時に孤立することが想定される地区への対応訓練の実施
- NPO、ボランティア等、多様な主体と連携した訓練の実施
- 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施



車中泊避難者等の状況把握訓練



孤立地域を想定した訓練

より実践的、効果的な訓練

- 発生時間帯や避難方法等について、より実践的かつ起こり得る最悪事態の想定を踏まえた訓練の実施
- 関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメント訓練の実施



地域住民参加の夜間避難訓練



災害ケースマネジメント訓練

デジタル等の新技術の活用

- デジタル等の新技術を活用した災害対応に備えた、実践的な操作訓練の実施
- スマホアプリ等のデジタルツールを活用した訓練の実施



避難支援情報を表示するスマホアプリを活用した避難訓練



行政機関における防災人材の育成の取組

・「防災スペシャリスト」の養成

内閣府では、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」や「国・地方のネットワークを形成できる人」を目指すべき人物像とした人材育成を図るために、平成25年度より、国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関の職員等を対象とする「防災スペシャリスト養成」に資する研修を実施

■OJT研修

(1) 対象

地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関の職員

(2) 内容

- ・内閣府（防災）における実務研修
- ・有明の丘研修への参加
- ・防災関係省庁担当者による講義の受講
- ・防災関係施設や訓練等の見学

(3) 受講実績（H25～R6）

修了者 約400名

■有明の丘研修

(1) 対象

- 国、地方公共団体、指定公共機関の、主として以下の職員
- ・災害対策本部運営の中枢的役割を担う職員
 - ・災害対応の現場で実務を担う職員 等

(2) 内容

「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用し、防災業務全般をカバーする全10コースからなる研修（年2回実施）

【研修コース】

- ①防災基礎 ②災害への備え ③警報避難
- ④応急活動・資源管理 ⑤被災者支援 ⑥復旧・復興
- ⑦指揮統制 ⑧対策立案 ⑨人材育成 ⑩総合監理

(3) 受講実績（H25～R6）

延べ修了者 約12,900名

■地域研修

(1) 対象

地域の防災業務に関わる地方公共団体の職員 等

(2) 内容

- ・公募により決定した開催地域が主体的に、地域の実情やニーズに応じた内容の研修を実施（内閣府と共催）

(3) 受講実績（R1～R6）

修了者 約1,100名

※R6実施地域：

徳島県、奈良県、秋田県
岡山県、愛知県、宮崎県

「地方公共団体の防災力の底上げ」に向けた常時学習ツールの提供

■災害対応eラーニング

(1) 対象 災害時に活動する地方公共団体職員（特に普段防災に関する業務に従事していない職員）

(2) 内容 災害現場で従事する業務の内容・手順等について、常時、短時間で習得できるオンライン学習ツール（災害現場での業務遂行に必要な7テーマを整備）

- ①避難所開設・運営 ⑤遺体の取扱い
- ②住家被害認定調査 ⑥要配慮者への支援
- ／罹災証明書交付 ⑦保健活動
- ③避難情報の判断・伝達 ⑧防疫※
- ④災害廃棄物処理 ※整備中

「首長・自治体幹部」を対象とした研修等の実施

研修名	共催	対象
全国防災・危機管理トップセミナー	内閣府・消防庁	全国の市長・町村長・特別区長
防災・危機管理特別研修（講習）	内閣官房・内閣府・消防庁	都道府県・指定都市の部局長・危機管理監 等
自治体危機管理・防災責任者研修	内閣官房・内閣府・消防庁	市町村の危機管理・防災責任者 等

復旧・復興の迅速化に向けた取組

事前復興まちづくり計画策定の促進

- 国土交通省では、平成30年に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を策定し、地方公共団体における復興の体制や手順、目標の事前検討等の**復興事前準備の取組みを推進**
- 復興事前準備の取組みのうち、特に、復興まちづくりの目標・実施方針を検討し、事前復興まちづくり計画を検討・策定することに焦点をあてた「**事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン**」を令和5年に策定し、計画策定を推進

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインの概要

●事前復興まちづくり計画とは

災害による被災の分布や規模を想定し、復興後の空間を計画するものであり、**復興まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題、及び課題解決のための方策**をとりまとめたもの。

●事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容

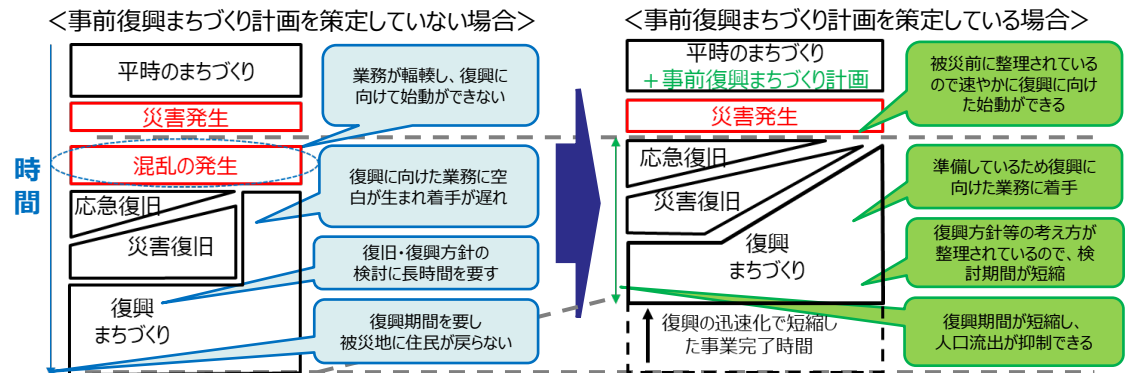
項目		想定される記載内容の例示
①被害想定やまちの課題		・地域特性、被害の分布、規模等、復興時の課題
②復興まちづくりの目標・実施方針		・復興まちづくりの目標、基本的な考え方 ・将来の都市構造 ・復興まちづくりの方針 ・分野別の方針
③目標の実現に向けた課題		・目標を実現するための課題
④課題解決のための対応策	事前に決めておくべき事項	・体制、手順に関わること ・復興まちづくりの工程に関すること
	事前に実施すべき事項	・職員訓練 ・住民との復興訓練等 ・基礎データの準備に関すること ・防災・減災対策 等

●取組主体

- ・復興まちづくりの主体となる**市区町村を主対象**。
- ・都道府県も、復興方針の事前検討や市区町村による事前復興まちづくり計画の検討を支援するために活用することを想定。

●事前復興まちづくり計画策定の意義と効果

- ・復興まちづくりの目標や市街地整備等に関する実施方針が定まり、発災後に早期かつ的確な復興が可能
- ・計画の検討プロセスを経ることで、**市区町村職員の能力向上や住民の意識向上等が図られる**



事前復興まちづくり計画による効果（イメージ）

防災分野における国際展開について

国際防災協力の重要性

- ・国際社会において、災害被害の軽減は重要課題
- ・我が国は「防災先進国」として、「仙台防災枠組2015-2030」に基づく各国の取組及び国際社会における「防災の主流化」を促進
- ・我が国の幾多の災害を経験して培った官民の知識・技術の海外展開を推進するとともに、国際機関等とも連携しつつ、国際防災協力を積極的に取り組む

1. 「日本発」国際スタンダードの普及推進

(1) 「仙台防災枠組2015-2030」の推進

中間レビュー・政治宣言（2023年5月）を踏まえ、後半期の推進を加速化

➤ 国連防災機関(UNDRR)との連携

※UNDRR: United Nations Office for Disaster Risk Reduction

- ・UNDRR主催の国際会議への出席・情報発信★
- ・UNDRR事務局の運営支援（拠出金）



国連MTR会合
(中野内閣府大臣政務官)

➤ 国際復興支援プラットフォーム(IRP)の活動支援

※IRP: International Recovery Platform

世界各国における災害からの「より良い復興」を支援するための日本主導による国際枠組

➤ JICA等を通じた途上国における取組支援

(2) アジア地域における多国間防災協力の推進

➤ 「アジア防災センター」(ADRC)を拠点とした協力

- ・1998年に兵庫県神戸市に設立、アジアの主要31カ国が加盟
(2023.3.31時点)
- ・客員研究員の受入れ・人的ネットワーク形成
(2022年度までに27カ国累計126名)
- ・災害情報の共有（情報収集及びHPでの提供、衛星画像の有効的活用の推進等）
- ・「アジア防災会議」を毎年開催★



(谷内閣府特命担当大臣(防災))

(3) 国際標準化の推進

➤ ISO等を通じた「日本発」の国際標準化

- ・ISO (TC268/SC1、TC292等) における国際規格の検討

仙台防災枠組2015-2030

- ・2015年3月の第3回国連防災世界会議（仙台市開催）で採択された国際的な防災の取組指針
- ・2030年までの減災目標として、死者数、被災者数、経済損失、重要インフラ被害の軽減、国・地方の防災計画の策定、途上国支援等を掲げる

日本は過去3回の国連防災世界会議を全てホストした実績を持つ

3つの国際枠組（横浜戦略、兵庫行動枠組、仙台防災枠組）の策定を主導

2. 戦略的な政府間対話と企業の海外展開支援

(1) 多国間の防災協力

➤ 日ASEAN防災閣僚級会合★

- ・2021年10月に立ち上げられたASEAN10カ国との協力枠組
- ・日ASEAN統合基金(JAIF)による支援



第2回日ASEAN閣僚級会合
(星野内閣府副大臣)

➤ 日中韓防災担当閣僚級会合★

- ・2009年より隔年で持ち回り開催、2022年7月に日本ホスト開催

(2) 二国間の防災協力

➤ 米国連邦緊急事態管理庁(FEMA)との防災協力

※FEMA: Federal Emergency Management Agency

- ・協力覚書に基づき定期的に情報交換を実施
- インド、トルコ等との防災協力
- ・インド：協力覚書に基づき日印防災協力会議を開催
- ・トルコ：協力覚書（対駐トルコ大使）に基づきセミナー等を開催

(3) 防災関連企業の海外展開支援

➤ 「防災カタログ」による情報発信

- ・日本の防災技術・ノウハウ・インフラ・制度等をカタログ化



「防災カタログ」（日本語版・英語版）

➤ 防災技術の海外展開に向けた官民連絡会(JIPAD)

※JIPAD: Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction

- ・日本の防災技術の海外展開を促進するため、2019年8月設立
- ・207企業・団体が参加（2023年3月現在）
- ・各国に我が国の技術等を紹介する「官民防災セミナー」の開催

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年5月10日施行）

趣 旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%・避難指示で避難すると回答した者：40.0%



避難情報の報道イメージ
（内閣府で撮影）

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち
高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10% 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付け情報を活用



避難行動要支援者が
災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の概要

1. 目的 火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定し、警戒避難体制の整備を図り、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進するとともに、火山調査研究推進本部を設置すること等により、活動火山対策の強化を図り、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体、安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

2. 概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を内閣総理大臣が指定

火山防災協議会（第4条）

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

必須構成員

都道府県・市町村

気象台

地方整備局等
（砂防部局）

火山専門家

自衛隊

警察

消防

必要に応じて追加

観光関係団体 等

※ その他、環境事務所、森林管理局、
交通・通信事業者等
集客施設や山小屋の管理者も可

協議事項

噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

噴火シナリオ

※ 噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移
を時系列に整理したもの

火山ハザードマップ

※ 噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地
図上に示したもの

噴火警戒レベル

※ 噴火活動の段階に応じた
入山規制、避難等

避難計画

※ 避難場所、避難経路、
避難手段等を示したもの

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関
する情報の収集・伝達、予警報
の発令・伝達（都道府県内）

2. 右の2. 3を定める際の基準

3. 避難・救助に関する広域調整
等

【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情
報の収集・伝達、予警報の発令・伝達
（市町村内）

2. 立退きの準備等避難について市町
村長が行う通報等（噴火警戒レベル）

3. 避難場所・避難経路

4. 集客施設・要配慮者利用施設の
名称・所在地

5. 避難訓練・救助 等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配
布等により、避難場
所等、円滑な警戒避
難の確保に必要な事
項を周知

【火山防災マップの例（桜島）】

【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）
や要配慮者利用施設の管理者等による
計画作成・訓練実施
避難確保計画作成等に関する市町村長
による援助、協議会による助言

研究観測体制の整備、研究機関相互の連携の強化、火山
専門家の育成及び継続的な確保（第30条）

・火山に関し専門的な知識・技術を習得 させるための教育の充実
・人材の育成及び継続的な確保に努める

火山調査研究推進本部の設置（第31条～第36条）

【本部でつかさどる事務】

- ① 観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案
- ② 関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整
- ③ 総合的な調査観測計画を策定
- ④ 関係行政機関、大学等の調査結果等を収集、整理、分析し、総合的な評価を実施
- ⑤ 総合的な評価に基づく広報

火山防災の日の制定（第37条）

・国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めること
を目的に8月26日を火山防災の日に制定
・火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事の実
施に努める

避難施設緊急整備地域の指定（第13条）

避難施設緊急整備計画の
作成（第14条）

＜都道府県知事＞

防災営農施設整備計画等
の作成（第19条）

＜都道府県知事＞

降灰除去事業の実施（第22条）

＜市町村＞ ※ 道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

降灰防除地域の指定（第23条）

降灰防除事業の実施（第24条～第26条）

- 自治体による登山者等の情報把握のための情報提供の容易化、
登山者の安全確保に関する努力義務（第11条）
- 情報伝達における情報通信技術の活用（第12条）
- 治山・治水事業の推進（第27条）
- 人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進（第29条）

大規模災害からの復興に関する特別措置法の概要

背景

東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みの創設

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した平成24年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

法律の概要

1 復興に関する組織等

● 復興対策本部の設置

内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。

● 復興基本方針の策定

政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 復興計画の作成等

● 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。

● 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

3 復興計画等における特別の措置

● 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。

● 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。

● 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。

● 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。等

4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

● 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。

5 その他

● 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。等